

**法人市民税の超過課税適用期間の延長(案)についての市民からの意見を募集します。**

#### 1 法人市民税の超過課税適用期間の延長について

市税条例で制定している法人市民税の均等割の特例及び法人税割の特例の期間が平成29年1月31日までになっているものを、引き続き「苫小牧市教育施設整備基金」に積立・運用するため、期間を10年間延長して平成39年1月31日までとします。

市民からの意見の募集につきましては、苫小牧市税条例において税率を定めている法人市民税の超過課税適用期間の延長(案)について行います。

##### (1) 均等割

地方税法において、法人市民税均等割の標準税率を超える税率については、1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができないとされています。当市では現状、資本金等の額が1億円超の法人に対して制限税率(100分の120)の超過課税を適用しております。この適用期間が平成29年1月31日までとなっているので、引き続き、「苫小牧市教育施設整備基金」に積立・運用するために、期間を10年間延長して平成39年1月31日までとします。

<参考> 法人市民税均等割の標準税率

法人の区分	税率	超過税率適用後
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円	—
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	—
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	—
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	—
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	年額 19万2千円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	年額 48万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	年額 49万2千円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	年額 210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	年額 360万円

## (2) 法人税割

地方税法において、法人市民税法人税割の標準税率を超える税率については、100分の12.1を超える税率で課することができないとされています。当市では現状、資本金等の額が3千万円超の法人に対して制限税率（12.1%）の超過課税を適用しております。この適用期間が平成29年1月31日までとなっているので、引き続き、「苫小牧市教育施設整備基金」に積立・運用するために、期間を10年間延長して平成39年1月31日までとします。

<参考> 法人市民税法人税割の標準税率  
9.7%